

○平成十九年総務省告示第六百四十四号（管理規程の細目を定める件）の一部を改正する件 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること</p> <p>(1) 設備の設定におけるデータの誤設定・誤入力防止及び関連する設備間の設定の整合性に関すること。</p> <p>(2) 設備の不具合を事前に発見するための設備の試験に関すること。</p> <p>(3) 設備の冗長構成の確保、予備系への切替動作の確認及び予備系への切替不能時における対応に関すること。</p> <p>(4) 工事手順書の適切な作成・遵守及び着工前における工事手順書・工事内容の確認に関すること。</p> <p>(5) 工事後の試験に関すること。</p> <p>(6) 設備変更の際にとるべき事項に関すること。</p> <p>(7) 設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標に関すること。</p> <p>(8) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定・実施に関すること。</p> <p>(9) 設備導入後における設備の不具合発見のための監視項目・監視方法に関すること。</p>	<p>電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p> <p>一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること</p> <p>二 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査</p> <p>三 事業用電気通信設備の運転又は操作</p> <p>四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策</p> <p>電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための適切な教育・訓練計画の策定に関すること。</p> <p>(1) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。</p> <p>(2) 工事実施者と設備運用者による工事実施体制の確認及び工事手順の策定に関すること。</p> <p>(3) 設備の変更の際にとるべき事項に関すること。</p> <p>事業用電気通信設備の運転又は操作の運用監視体制に関すること。</p> <p>(1) 基本指針及び実施状況の公表に関すること。</p> <p>(2) 情報の分類及び重要情報の管理に関すること。</p> <p>(3) 情報の管理に関する内部統制ルールに関すること。</p> <p>(4) 情報漏えい防止対策に関すること。</p> <p>(5) 外部委託時の情報セキュリティ対</p>

	<p>二 ソフトウェアの信頼性の確保に関すること</p>	<p>三 ふくそう、事故、災害その他非常の場合の報告、記録、措置及び周知に関すること</p>
<p>(10) 事故予防を目的とした、設備の監視データの分析に関すること。</p> <p>(11) 経年劣化による自然故障等を考慮した、予備系への切替動作の確認も含めた、設備の定期的な点検・検査に関すること。</p> <p>(12) 設備を設置する建築物、空気調和設備の定期的な保全点検に関すること。</p> <p>(13) 維持及び運用の委託に関すること。</p> <p>(14) 通信の秘密の確保に関すること。</p>	<p>(1) 通信需要等を踏まえた、社内関係部門及び委託先との連携を含めたソフトウェアの信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 商用に近い環境での試験に関すること。</p> <p>(3) 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関すること。</p> <p>(4) ソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標に関すること。</p>	<p>(1) 迅速な原因分析のためのベンダー等との連携に関すること。</p> <p>(2) サイレント故障への対処も含む、速やかな故障検知・事故装置の特定に関すること。</p> <p>(3) 障害の最小化対策に関すること。</p> <p>(4) 事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置（一次措置）の速やかな実施に関すること。</p> <p>(5) 一次措置が機能しない場合の二次措置（関連部門やベンダーへのエスカレーション等）の速やかな実施に</p>
<p>五 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>六 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置</p> <p>七 重要通信の確保、ふくそう対策並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	<p>八 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理</p>
<p>策に関すること。</p> <p>(6) セキュリティ確保領域に関すること。</p> <p>(7) サイバー攻撃への対処に関すること。</p> <p>(1) 迅速な原因分析のための事業者と製造者等との連携に関すること。</p> <p>(2) 故障箇所の特定期間のためにとるべき事項に関すること。</p> <p>(3) 接続電気通信事業者との連携に関すること。</p> <p>(4) 事故情報の公表に関すること。</p>	<p>(1) サービスの復旧のための手順及び体制に関すること。</p> <p>(2) 事業者間の連携及び連絡体制に関すること。</p> <p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。</p> <p>(2) 電気通信回線設備の通信容量に関する基本的な考え方に関すること。</p> <p>(3) ふくそう発生時における通信規制及び重要通信の優先的取扱いの具体的な方法に関すること。</p> <p>(4) ふくそう発生時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。</p> <p>(5) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>	<p>(1) ソフトウェアの導入時及び更新時の製造業者等との連携を含めた信頼性確保に関すること。</p> <p>(2) 製造業者等との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。</p> <p>(3) 設備の安全・信頼性の基準及び指</p>

	<p>四 利用者の利益の保護の観点から利用者に向けた情報提供に関する事</p>	<p>五 事故の再発防止のための対策に関する事</p>
<p>関すること。 (6) 接続電気通信事業者との連携に関する事。 (7) サービス復旧のための手順及び取るべき措置に関する事。</p>	<p>(1) 情報提供の時期に関する事。 (2) 情報提供窓口及びホームページ等における情報掲載場所の明確化に関する事。 (3) 利用者が理解しやすい情報の提供に関する事。 (4) 情報提供手段の多様化に関する事。 (5) 速やかな情報提供のための関係者間の連携に関する事。</p>	<p>(1) 事故発生時の記録等に基づく事故の内容・原因の分析・検証に関する具体的な取組及び再発防止策の策定に関する事。 (2) 事故の内容・原因・再発防止策等、事故収束後の情報公開に関する事。 (3) 事故の第三者検証に関する事。 (4) 事故報告制度の活用による管理規程の見直しに関する事。</p>
<p>標に関する事。 (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関する事。 (5) 障害の極小化対策に関する事。</p>		

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。